

「長野県脱炭素社会づくり条例(仮称)」 骨子(案)

(※括弧内の記述は、各項目の説明です。)

1 前 文

本県は、多様な生態系を育む豊かな森林や清らかな水、再生可能エネルギーを生み出す起伏に富んだ地形等に恵まれ、私たちはこうした美しく豊かな環境を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、近年、世界各地で集中豪雨や猛暑、海水面の上昇といった地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が現れており、我が国においても台風や洪水により人々の暮らしや生命に深刻な被害が生じるなど、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、日々大量に生産、消費されるプラスチック製品は、生産過程や燃焼時において二酸化炭素が排出されるほか、河川等を通じて海に流れ込むことにより海洋を汚染するなど、環境負荷の大きな原因となっています。

そこで、本県は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対して世界中の自治体と協働して取り組むため、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を行ったほか、都道府県で初めての「気候非常事態宣言」を行い、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという決意を表明しました。

こうした地球規模の課題には、県民、事業者、行政等あらゆる主体の行動が大きく影響しています。そうしたことを意識しながら、私たち一人ひとりが、エネルギー使用、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、我が国に元来根付いている「もったいない」の精神をもって、それぞれの立場で実行可能な地球環境にやさしい取組を行っていく必要があります。また、こうした取組を拡大することは、産業イノベーションを喚起し、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものとして期待されます。

このような認識に基づき、これまで全国トップレベルのごみの減量等、先駆的な取組を行ってきた本県において、県民総ぐるみの運動により持続可能な脱炭素社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

○条例制定の背景、条例の目指すべき方向等について示すものです。

2 目 的

この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりを追求する施策を推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

○条例制定の目的について規定するものです。

3 基本理念

- (1) 持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、令和 32 年度(2050 年度)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標として行われなければならない。
- (2) 持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者、県民等が協働して取り組まなければならない。

○条例の目的を達成するための基本理念を規定するものです。

4 定義

- (1) エシカル消費
持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。
- (2) 再生可能エネルギー
太陽光、太陽熱、水力、小水力、バイオマス、地熱等、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのことをいう。

5 責務

- (1) 県の責務
県は、3に定める基本理念にのっとり、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 事業者の責務
事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりのための取組を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める。
- (3) 県民の責務
県民は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりのための取組を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める。

○条例の目的を達成するための、県や事業者、県民の責務を規定するものです。

6 市町村との連携等

県は、持続可能な脱炭素社会づくりのための施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続可能な脱炭素社会づくりのための施策に協力する。

○地域に密着した事業を展開している市町村との連携や施策への協力について規定するものです。

7 行動計画

- (1) 知事は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を定める。
- (2) 知事は、(1)の行動計画を定めたときは、公表する。

○条例に基づく施策を推進するための、行動計画の策定と公表を知事に求めるものです。

8 エネルギー自立地域の確立

- (1) 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに向けて省エネルギーの推進と地域主導型の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、気候変動への技術革新等を含む緩和策及び治水対策等を含む適応策を総合的に推進する。
- (2) 県民は、省エネ型の家庭用機器の使用、省エネ住まいづくり等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用に努める。
- (3) 事業者は、エネルギー消費の抑制と効率的な使用の促進及び環境負荷の低い事業活動の推進に努める。

○省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及等による、持続可能な脱炭素社会の実現に向けたエネルギー自立地域の確立の取組について規定するものです。

9 プラスチック資源循環の推進

- (1) 県は、プラスチックの資源循環を推進するため、一度のみの使用でその役目を終える使い捨ての容器包装・製品をはじめとしたプラスチックからの転換、適切な使用、廃棄物の発生抑制や再生利用に資する取組に努める。
- (2) 県は、(1)を推進するに当たり、市町村とともに基本的な施策の構築に努める。
- (3) 県民は、プラスチック廃棄物の削減や再利用につながる製品等の選択、使用、回収行動への参加等に努める。
- (4) 事業者は、プラスチック使用の削減、プラスチック代替素材の開発、代替素材を活用した製品開発・実用化、消費行動の転換促進等に努める。

○持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、プラスチック資源循環の推進について規定するものです。

10 環境保全に資する産業イノベーションの創出支援

- (1) 県は、環境保全に資する素材や製品への転換(リプレイス)を促進するため、素材や製品等の開発及び活用を支援する。
- (2) 県は、(1)を推進するため、大学や企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出支援に努める。

○持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、環境保全に資する産業イノベーションの創出支援について規定するものです。

11 エシカル消費等の推進

- (1) エシカル消費の推進
 - ア 県は、県民に対しエシカル消費の主体的な実践につながる情報提供を行うなどの普及啓発に努めるとともに、エシカル消費の理念に基づく取組を実践する。
 - イ 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努める。
 - ウ 事業者は、事業活動や消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努める。
- (2) 地消地産の推進
県は、消費行動と連動させ、地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産する地消地産を推進する。

○持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、エシカル消費等の推進について規定するものです。

12 環境教育の推進

県は、県民の持続可能な脱炭素社会づくりに対する意識を高め、主体的に行動できる人材を育成するため、市町村と連携し、学校、地域社会などあらゆる場を通じて、実践的な環境教育を推進する。

○気候変動やプラスチック廃棄物など地球規模の課題を、自分自身の問題として正しく理解し行動につなげるため、実践的な環境教育の推進について規定するものです。

13 事業者等への支援

県は、事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組が拡大するよう必要な支援を行う。

○持続可能な脱炭素社会の実現に向けた県民の環境保全の取組を拡大するため、事業者等の主体的な活動に対する支援を規定するものです。

14 国内外の自治体との連携

県は、気候変動やプラスチック廃棄物等の地球規模の課題に取り組むため、国内外の自治体との連携を図り、本県の持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を発信するとともに、先進地域の情報収集を行い、技術情報の交換等を通じ協働して取り組む。

○SDGs（持続可能な開発目標）や環境エネルギー政策、ごみ減量など長野県が先駆的に取り組んできたことを踏まえつつ、気候変動やプラスチック廃棄物等の地球規模の課題解決に国内外の自治体等と協働して取り組むことを規定するものです。

15 施策の実施状況の報告及び公表

知事は、7の行動計画に関する施策の実施状況について、毎年、議会に報告し、概要を公表する。

○条例に基づく施策の実施状況について議会への報告等を知事に求めるものです。

16 見直し

県は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画の見直しを行い、必要に応じて条例の見直しを行う。

○行動計画及び条例の見直しについて規定するものです。

17 財政上の措置

県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を規定するものです。